

平成21年7月1日から

「幼児2人同乗用自転車」

に関する規定の新設



自転車の前と後ろ両方に幼児を乗車させることは、禁止されていましたが、一定の要件を満たしている「幼児2人同乗用自転車」に限り自転車の前後に取り付けた幼児用座席に幼児を同乗させることができることになりました。

(新潟県道路交通法施行細則第9条)

どんな自転車でも
いいわけじゃないのね!

自転車の安全性を示すマーク(BAAマークやSGマークなど)と「幼児2人同乗に適合する自転車」を示すシールが付いていますか?

自転車を運転する人は
16歳以上の人だよ!

おんぶできるのは
4歳未満の子どもだけだよ!



幼児2人同乗用自転車は、これまでの自転車よりも安全性に配慮されておりますが、転倒等の危険性が排除されるものではありません。

幼児を守るために、幼児にはヘルメットを着用させて下さい。



二人同乗



うしろに一人同乗+おんぶ



三人同乗

幼児2人同乗用自転車の乗車例

幼児をおんぶして、他に2人を同乗させることは、できません。

幼児2人同乗用自転車に求められる要件

1. 幼児2人を同乗させても十分な強度を有すること
2. 幼児2人を同乗させても十分な制動性能を有すること
3. 駐輪時の転倒防止のための操作性及び安定性が確保されていること
4. 自転車のフレーム及び幼児用座席が取り付けられる部分(ハンドル、リヤキャリア等)は十分な剛性を有すること
5. 走行中にハンドル操作に影響が出るような振動が発生しないこと
6. 発進時、走行時、押し歩き時及び停止時の操縦性、操作性及び安定性が確保されていること



BAAマーク SGマーク

などで、これらの要件を満たしている自転車には、BAAマークやSGマークなどの自転車の安全性を示すマークと幼児2人同乗に適合する自転車であることを示す2つのシールが表示されています。

(シールの内容は製造業者ごとに違います。)

お問い合わせは、新潟県警察本部、又はお近くの警察署まで

自転車の Q&A



Q 1. 自転車はどこを走るの？

A. 車道の左側が原則です。



Q 2. 自転車で歩道を走ることはできますか？

A. できません。ただし、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場所
運転者が児童・幼児、70歳以上の方、車道通行に支障がある身体障害者の方
車の通行量が多く危険な場合や道路工事中などでやむを得ない場合
は、歩道を自転車で通行できます。(ただし、歩行者が優先されます。)



普通自転車歩道通行可の標識



Q 3. 自転車安全利用五則とは、何ですか？

- A. 自転車に安全に乗るためのルールです。
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
 - 2 車道は左側を通行
 - 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
 - 4 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 5 子どもはヘルメットを着用

Q 4. 自転車の二人乗りはできないの？

A. はい、二人乗りは禁止されています。ただし、16歳以上の者が幼児用座席を設けた自転車を運転する場合は幼児1人に限り、また、幼児2人同乗用自転車には幼児2人を同乗させることができます。
幼児とは6歳未満の者をいいます。
幼児2人同乗用自転車については前頁をご覧ください。

Q 5. 子どもに乗車用ヘルメットをかぶらせないといけないってホント？

A. はい、お子さんの大事な頭部を守るため、自転車を運転する児童や、補助いすなどで自転車に同乗する幼児に、ヘルメットを着用させるよう努めることが保護者の義務になりました。

児童とは6歳以上13歳未満の者、幼児とは6歳未満の者をいいます。

